

保存樹木の指定解除について

■ 保存樹木とは

杜の都の環境をつくる条例第 19 条第 1 項に基づき、地域的美観風致を維持するために保存することが必要として指定した樹木。指定には杜の都の環境をつくる審議会の審議が必要。(条例第 36 条第 2 項第 3 号)

○ 保存樹木の指定基準 (条例第 19 条第 1 項第 2 号, 同施行規則第 13 条)

指定しようとする樹木が、規則で定める要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。

規則で定める要件は、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が 1.2m以上であること
- (2) 高さが 12m (株立ちした樹木にあつては 3m) 以上であること
- (3) つる性植物である樹木にあつては、樹冠の水平投影面の面積が 30 m²以上であること
- (4) 樹木の存する地域における象徴木として親しまれてきたものであること

■ 保存樹木の指定解除 (杜の都の環境をつくる条例第 19 条第 6 項)

指定した保存樹木又は樹木保存区域の全部又は一部が指定基準に適合しなくなったときは、その指定を解除又は変更する。なお、解除及び変更に関しても審議会の審議が必要。

■ 指定解除する保存樹木

指定番号	104	樹種 (呼称)	クロマツ (マツ科) (仙岳院の笠松)		
指 定	第 1 次指定 (昭和 50 年 6 月 5 日)				
推定樹齢	310 年	樹 高	3.5m	幹 周	1.1m
所 在 地	青葉区東照宮 1 丁目 1-16 (仙岳院境内地内)				
解除理由	枯 損 (平成 29 年 10 月 6 日届出)				
経 緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度保存樹木一斉調査において、樹木全体に枯れ枝が発生し近年の衰退が顕著であり、早急な樹勢回復措置が望まれるとの所見。(H27.11.6 調査) ・平成 28 年度、一斉調査の結果を受け、樹勢回復措置 (土壌改良等) 及び樹木治療措置 (腐朽対策, 防水対策等) を実施。(H28.11.15~16 施工) ・同年度、松枯れ防止の樹幹注入を実施したが薬液の吸い込みが悪く、衰弱が懸念された。(H29.2.14 樹幹注入実施) ・以降、衰退が顕著となり、枝葉がしおれ脱色するなど枯死に至る。(H29.8 枯死判定) 				

※表中の「推定樹齢」は指定時、「樹高」及び「幹周」は H27 一斉調査時の数値を表す。



(H22. 9 撮影)



(H27. 11 撮影)



(H29. 8 撮影)